

NEXXT.TOOLS レンタル規約

このレンタル規約は、借受人(以下甲という)と NEXXT.TOOLS を運営する株式会社リーンフェイズ(以下乙という)との間の賃貸契約(以下「レンタル契約」という)について、特約がある場合を除いて適用されるものとする。

【レンタル機材】

1. レンタル機材の配送先は日本国内限定とする。また、日本国内であっても、離島や災害被災地等で配送の日数や費用が大幅に掛かるなど、乙が配送先として不相当であると判断した場合は、レンタル契約を解除する場合がある。
2. 甲はレンタル機材について責任をもってレンタル機材の取扱説明に従って使用、保管し、甲が予め届け出た使用場所の移動(国外への移動を含む)・改造、又は、質入、転貸譲渡等の乙の所有権を害することをしてはならない。また、レンタル機材の使用場所は日本国内限定とする。

【レンタル期間と延長】

1. 甲がレンタル申し込み時にレンタル利用開始希望日を申請し、乙が承諾した日若しくは甲乙協議のうえ決定した日をレンタル開始日とする。
2. レンタル期間は上記レンタル開始日を起算とし、乙が NEXXT.TOOLS 上に提示した物件毎の契約期間の末日終了時点までとする。
3. 甲はレンタル期間に応じて別途乙より指定される返却期日までに、レンタルした機材を乙の指定先へ返却しなければならない。
4. 甲は返却期日までに乙へ延長の旨を連絡し、乙の承認後に再度レンタル申し込み手続をすることによりレンタル期間を延長することができる。
5. 甲が乙への連絡なしに返却期日を過ぎた場合、レンタル期間は終了し、甲は、直ちに乙にレンタル機材を返却しなければならない。但し、乙は、乙の指定した期限までに甲が30日分のレンタル料を支払ったときは、レンタル期間を30日間延長した者とみなすことができる。
6. 返却されたレンタル機材の一部に返却忘れがあった場合、乙は甲へその旨を連絡し、甲は乙が再度指定する期日までに全てのレンタル機材を返却しなければならない。期日までに全てのレンタル機材が返却されない場合、乙は甲がレンタル期間を30日延長したとみなし、追加で30日分の支払いを甲へ請求することができる。

【レンタル料金】

1. レンタル料金は乙の提示したレンタル価格によるものとする。
2. レンタル料金は原則として前払いとし、支払い方法については乙が別途指示する。甲が乙に連絡をせずに期間延長をした場合は、乙の指定する期限までにレンタル料金を支払わなければならない。
3. レンタル機材の送料は原則として発払いとし、貸与時は甲、返却時は乙の負担とする。

【キャンセルと返金】

1. 甲はレンタル機材の出荷前日までに乙へ連絡することにより、レンタル契約をキャンセルすることができる。出荷当日以降のキャンセルは受け付けない。
2. キャンセルの場合、乙は原則として甲が前払いで支払ったレンタル料金を決済時と同じ支払い方法で返金する。ただし、銀行振込の場合は振込手数料を差し引いた金額を返金する。

3. レンタル期間の返却期日より前に返却した場合でも、レンタル料金の返金はしない。

【担保責任の範囲】

1. レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥で、物件が正常に動作しない場合は、以下の手順により修理又は交換するものとする。
 - (ア) 甲は速やかに乙に対してその旨を通知し、乙の了承を得た後に当該レンタル機材を乙に送付する。
 - (イ) レンタル機材が甲より送付された場合は、乙は速やかに修理する。
 - (ウ) 修理期間が1週間を超える場合は、乙は甲に連絡して代替機器を提供するものとする。
 - (エ) 修理については、センドバック方式を原則とし、乙がオンサイトでの対応が必要と判断した場合は速やかにオンサイト方式で実施する。
 - (オ) 発送時に発生する取外し費用や、運送費などは発送主の負担とする。
2. 取扱上の不注意や天災による損傷が発生した場合でも、甲がレンタル契約を継続したい場合は、修理代金実費及び、レンタル料金を変更なく乙に支払うものとする。
3. 乙は乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合は、甲が乙に支払った料金の範囲内で賠償するものとし、その他の場合には、本サービスの利用に起因して、直接的又は間接的に生じたいかなる損害についても乙は一切の責任を負わないものとする。

【機材の滅失・毀損(故障と障害)・紛失】

1. 甲はレンタル機材を乙より受領後1日以内に点検し、故障の有無を確認する。その後にレンタル機材に故障や支障等の損害が生じたとしても、その責任や損害について乙は一切の責任を負わないものとする。但し、乙の責めに帰すべき事由による故障等のときは【担保責任の範囲】3項による。
2. 貸与したレンタル機材が故障、汚損又は破損した場合には、下記(ア)または(イ)記載の金額を違約金として甲が負担するものとする。但し、乙の責に帰すべき事由による場合は除く。
 - (ア) 故障につき修理可能、過大な費用の生じない汚損等の補修が可能な場合は、修理・補修代金の実費相当額
 - (イ) 故障につき修理が困難な場合、又は汚損等の補修(過大な費用を生じない場合を除く)を要する場合、若しくは破損の場合は、乙が貸与したレンタル機材の再調達価額と同等の金額
3. 甲が乙の貸与したレンタル機材等を紛失した場合には、第三者が盗難した場合等理由の如何を問わず、当該レンタル機材の再調達価額と同等の金額を違約金として甲が負担するものとする。

【ソフトウェアの複製等の禁止】

甲は、レンタル機材の全部または一部を構成するソフトウェア製品(以下ソフトウェアという)に関し、次の行為を行うことはできない。

- ① 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用权を設定すること。
- ② ソフトウェアをレンタル物件以外のものに利用すること。
- ③ ソフトウェアを複製すること。
- ④ ソフトウェアを変更または改作すること。

【契約解除】

1. 乙は、甲が各号の一つに該当したとき、この契約を解除できる。
 - (1) レンタル料等の支払いを期限までに履行できなかったとき
 - (2) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分等を受け、または整理、和議、破産、会社更生などの申立があったとき
 - (3) この契約の条項又は乙と締結したその他の契約条項の一にも違反し、乙が7日間の期間を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、前記期間内に甲がこれに応じないとき
 - (4) その他乙が本契約を解約するのが適当と判断したとき

【反社会的勢力等への対応】

1. 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合、契約の拒絶及び契約の解除をすることができる。
 - (1) 暴力団等反社会的勢力であると判断したとき
 - (2) 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いたとき、若しくは乙の信用を毀損し業務を妨害したとき
 - (3) 乙の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは不当な負担を要求したとき

【準拠法】

1. 本規約及び規約に記載のない事項に関する準拠法は、日本法とする。

【返還】

1. 本契約が終了した場合、甲は、直ちに本目的物を原状に復して乙に返還するものとする。
2. 本目的物の返還場所は乙の本店所在地とする。

【その他注意事項】

1. 本目的物の故障、製品使用上に生じた、直接、間接の損害については、乙は一切その責を負わないものとする。
2. 本目的物にデータ保存が可能な場合、本目的物に保存された甲のデータ等については、甲の責任において消去するものとし、データ等の保存に関して甲に損害が発生した場合でも乙は一切その責を負わないものとする。

【損害賠償】

1. 甲の故意によりレンタル機材を滅失又は毀損したと乙が判断したときは、乙の責に帰すべき事由によるときを除き、乙は、その修繕・修理費用、復旧費用、欠品部品代金などの実費及び乙が被った損害の賠償を、甲に対して最大10万円(税別)を請求できるものとし、甲はこれに応じるものとする。
2. 甲が貸出期間を経過しても本目的物を乙に返却しない場合、甲は、レンタル機材の返却とは別途、レンタル料金の2倍相当額の損害金を乙に支払う。貸出期間を経過後1か月を経過してなおレンタル機材を返却しないときは、乙は本目的物の定価に該当する金員を請求することができる。

【協議事項】

1. 本規約に定めのない事項に関して甲と乙との間で問題が生じた場合には、甲乙双方で誠意をもって協議するものとする。

【管轄裁判所】

1. 本契約について紛争が生じたときの管轄裁判所は東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

【プライバシーポリシー】

1. 乙は登録情報その他、本レンタル契約の利用に関し甲から収集する情報を、別途乙が定めるプライバシーポリシー (<https://nexxt.tools/help/privacy>) に従い、適切に取り扱う。

制定・施行日 2022年9月16日

NEXXT.TOOLS

株式会社リーンフェイス 〒102-0093 東京都千代田区平河町 1-7-20COI 平河町ビル 2F

TEL 03-4400-7386